

(第十一部)

第五回 参議院農林委員会會議錄第八号

昭和二十四年四月二十日(水曜日)

午前十時四十一分開会

本日の會議に付した事件

○農林災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律案(内閣提出)

○獣医師法案(内閣送付)

○農林大臣(兼農林省) これより開会いたします。

○農林大臣(兼農林省) 農林大臣にお尋ねします。この「農林災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律案」を出される以前に、農林災害の現状についてこの補償法が不十分であるからというのでいろいろ検討された点があるかどうかという点を先ず最初にお尋ねしたいのです。農林災害補償法について再検討されたかどうか、そして再検討されたならばどういふ部分について考慮されたかという点を先ず明らかにして頂きたい。

○農林大臣(兼農林省) この災害保険制度につきましては全経いろ／＼見方がありますので、この新しい災害保険法を決めました当時におきまして、尙災害事項に對しては病虫害の問題であるとか、或いは凍害の問題であるとか、或いは雪害の問題であるとか、いろいろ／＼保険條件が研究され、又希望されておるのであります。現在の制度必ずしも完全なものとは考えておらないのであります。殊にこの改正法律案を出しましたように、當時はこういう食糧なり重要物資を生産する農業に對しては下したる生産者の

みならず消費者も當然この保険の責任を背負うべきものであるという氣持で立法されたのであります。が、やはり消費者にこれを負担することはいけないういふので、今回改正をせなければならんことになつたわけでありまして、現在の保険制度におきましては、まだこれに保険の條件を加へるべきものが相當あるのではないかと、殊に雪害等の問題につきまして尙考へて行かなければならん、かように考へておるわけでありまして。

○農林大臣(兼農林省) 今の大臣の説明から言いますと、消費者負担の問題なんです。が、今日の國家のいろ／＼なやり方から見ても當然消費者負担は避けべきで、こういうふうな、ただ適用を除外して一時逃れの方法を探るよりも、消費者の負担を、この際思い切つてこの第三項を削除される。そして消費者の負担を軽減されるのが當然だと思ふのです。それがそれに対する見解が一つと、それから災害補償法によりまして、共済組合が組合員に對する災害防止のために、特に必要な措置をすることを指示する事ができるというふうな、これは災害防止に對して組合員が強制されておるといふ形があるのに拘わらず、一方においては災害復旧その他がサボられてしまつて、もう不慮の災害によつて起る損失の補填というよりも、もう當然毎年々々災害が起るといふことは予期されておる。こういうことに對して政府は何ら対策をとつていない、そしてその災害の損失を金で支拂

然として農民負担になつておる。更に一方においては農民は重税に喘いで來て、今日のこの損金にも苦しんで來ておるといふような状態なのである。こういう点の打開なしには農林の災害補償法案といふものも大して意味を持たないで、そういう点に十分配慮がなされ、そういう点の改正をいろいろおさなりのやり方ではなく根本的な問題をとらるべきであつたと思ひます。そういう点に對する見解も併せて伺つて置きたいと思ひます。

○農林大臣(兼農林省) 板野委員のお話のように今日の農業者経営の上に置きましてはあらゆる角度から非常に苦しい立場に置かれております。殊に年々歳々災害が勃発いたしますので、加入者たる農業者といひましては非常に負担を深くいたしておるのであります。が、こういうふうな今日の農業者の國家的であるという点から考へても、農業者のこの保険に對する負担の率をできるだけ軽くいたしまして、國家ができるだけ責任を持つてこの共済の制度を進めて行くのが安當ではないかと、かように考へるのであります。國家の予算等の考へもありません。將來この農業者の負担をできるだけ軽くするような方針を以て行きたいとかように考へておるわけでありまして、やいまして、今の予算の問題から参りますと、今度の予算におきまして、安定物資に對する價格差の補給金はうんと出しておられるが、これに對してはやはり農政を担当しておられる

大臣としては、このような重大な農業者の再生産の保障というやうな問題に對して十分検討され、こういう方面への予算を取るために努力されるべきであつたと思ひますが、少しもそのやうな努力の跡が見えていないといふことは、口には農業者の重要性を説かれながら、依然としてただ口先だけで放言されておるといふふうには思へない。が、大臣はその價格差の補給金が、安定物資の補給金一千億以上出されておるのに、農林の災害に對してもつとその方面を削つてもこの方面へ廻してくれといふ努力はされなかつたのです。

○農林大臣(兼農林省) 安定物資に對する見解は、御承知の通りここ数年來統制經濟の下に重点主義として考へられた問題であります。が、それとこの農林政策に對する問題とは恐らくその考へ方を予算の上においては変えて行かなければならんと思ひます。口に大きく農村の重大性を説きながら、予算に對する努力は一向現れていない。じやないかとお叱りであります。農林當局といひまして、又農林行政を担当しておるものといひましては、できるだけ農林行政のために努力したたのであります。が、あえて努力しない、或いは努力の結果が現れていない、この御批判は受けることは、これはこれらの努力の足りない結果であつて止むを得ないと思ひますが、決してただ口頭ばかり農林の重大性を説き、そして予算面においては、何ら考慮を拂わないといふ御見解は少し当らぬの

ではないかと考へます。我々といひましてはどこまでも重要性を考へますから、できるだけ窮乏な予算の上において、又農林行政の各般の問題について、できるだけ努力を傾倒して参つたつもりであります。

○農林大臣(兼農林省) 安定物資の問題とは別だといふことですが、安定物資の現下の計算の場合においては非常に長谷川第二部長も、第三國會の終りに非常に恣意的な要素が入つておる。我がまな要素が入つておると、こういう答弁があつたのですが、現在でも尙この安定物資の價格の計算の場合においては、非常な恣意的な要素が多分に盛り込まれておる。その上に價格差の補給金が更に盛り込まれておる。ところが一方においては農民の米價等においてはパリティ計算、而もインデキヤ内容を派山盛つておる。標準農家に對しても一町以上のような、日本の平均数以上のやうなものが標準として選ばれて來て、その計算の中に織込まれて來ておる。そういうふうな一方においては厚い援助がなされ、一方においては農民のやることだからどんな無理でも、どんなやり方でもさして行くと、こういうふうな状態があることは事實であつて、もつとこの安定物資に對する價格差の補給金を出す場合について、農林大臣がこの問題を本當に眞實に考へられるならば、突き進んで行つて、そういう不當な出し方よりも、若しそういう金の出し方があるならば、農産物價の改訂の問題についてももつと努力を拂われるべきでありましようし、

第十一部 参議院農林委員会會議錄第八号 昭和二十四年四月二十日(水曜日)

農業の災害を補償するといふ方面にそれを持つて来たら、決して持つて来られないといふ性質のものじゃないから、努力如何によつては私は持つて来られる。ところが農民はいつも何か蓋ではぐずぐず言つておられるけれども、大きな運動として、若しくは政府に強くぶつかつて行くといふところが足りないから、まあぐずぐずといふのでいい加減に放任されておる。こういうふうな状態が今度の農業災害補償の場合にも現われておるのであります。今度のようになつた二十三年度と四年度の消費者負担を軽減するといふだけで、私はこういうお座なりの法律案が出されて来たといふことは、本當に深く農民の現状を考へられていない結果に外ならないと思ふのです。それから又一方においては、消費者の負担をするといふ問題につきましても、現状においてはあらゆる農産物の場合の政府の損失やいろいろな損失が一切消費者に転嫁されて来ておる。こういう面から見て、消費者負担に軽減しないといふ意圖は非常によんですけれども、これを將來にまでも消費者に負担させないといふことをこの機会に明らかにされ、そうして災害補償法の中からこれを削つてしまふ。そうして一方において政府がいろいろな方面に援助しておるその方を、價格差の補助金等を削つて来ても、將來これを消費者の負担にはしないのだといふぐらになさるべきであつたと思ふ。ところが今御大臣の方ではこの消費者負担が正當だといふふうにお考えになつておるとしか思へないのですが、それに対する見解も併せて伺つて置きたい。

○農務大臣(森本剛吉) この農業災害補償法が立法された當時においては、こういう國家的の事業に対しては、生産者も勿論保険制度を設けるであらうが、消費者の面においてもその災害が及ぼすところが重大であるから、共にこれは消費者としての立場として、相當の負担をするべきものであるという理念の下に當時立法されたのであります。これは板野議員も御承知のことと思ふのでありますが、その後米價の生産等の關係上取敢ず二十三年、四年においては、この消費者に対する負担をささずして、國家がこれを一般會計並びに特別會計よりこれを処理すべきものであるといふことになつた方がよいといふことによつて、かような法律案を出したわけでありまして、が、そも／＼この災害補償法のできた當時の氣持は、やはりこれは消費者も當然その災害保險に対して責任を持ち援助すべきものであるという氣持で、この當時は立法されたことは御承知の通りであります。その後いろいろ事情、關係等もありまして、取敢ず二十三年、四年においては消費者にこれを負担させないようになつた方がよいといふことを考へまして、取敢ずこの改正法を出したようなわけであり

はなれないと思ひますけれども、特にそれが等閑に付せられておる際であればこそこういう現状に對しても、消費者負担は國家の無責任なやり方からしても申訳ないから取るのだ。こういう見解を明らかにされるのが當然でありまして、ようし、又災害復旧につきましても、今度の予算の面から見ても何らやらない、こういう状態にその負担を農民に掛けて行くといふのは大きな國家の責任だと思ふ。そういう責任を一体痛感されておるのかどうか。若しその責任を痛感されておるのならば次の機会において、この農業災害の補償といふものは、もはや今日の段階では共済のような手温い段階ではないので、どうして社会保障的な性格を持つたものに出来ない限り、もう農業の再生産が保障されないのみか、農民自身が毎年起つて来る災害のために參つてしまふ。どうしても私はこの農業災害補償がその名の示すごとく國家が補償して行く。殊に災害復旧に對して全く無責任な態度を執つておるのだから、それならばこそ私は根本的にこの補償法が改正されるべきだと思ふのですが、政府は災害復旧に對しても等閑に付しておる。その無責任な態度を何らかの形で表明される意思があるのかないのか。今まで聞いておると、ただ其共済保險の内容につきまして妥當であるかないかというだけであつて、この現状についての嚴格なる反省が少しも大臣にはないやうに窺われるが、その点に對してもう少し誠意のある態度を農民の前に披露して貰いたいと思ふ。

○農務大臣(森本剛吉) 災害に對する國家の責任が甚だ重しうが足りない、無責任であるといふお叱りであります。決して災害がありました場合に、政府はこれは仕方がない、天災地變だといふので、無責任に考へておるわけではありません。できるだけこれの復旧等については努力いたしておるのであります。そういういふゆる災害とこの農業災害補償といふことは、おのずから意味が違ふと私は考へておるのであります。或いは大洪水のために堤防が決壊した、或いは家が流れた、こういう特殊の場合における災害は、國家の責任として一日も早くこれを復旧しなければならぬのは當然で、國家が責任を負つておるわけでありまして。ただそういう天災地變といふ意味でなしに、普通の氣候の下に或いは病虫害が起り、或いは氣候の變化によつて從來繰返してゐるような災害が起つて来た場合に、これを相互の力により、又國家がこれを援助して、保險を以て災害救済の途を講じて行くといふ氣持と二つに考へられるのであります。決して我々は天災地變による國土の荒廢に對して無責任で放つて置くといふやうなことは到底考へておらないのであります。これ以上はあなたの見解の相違もありますが、決して政府といたしましては、無責任に天災をそのまゝに見逃して置くといふやうな考へは毛頭持つておりません。できるだけの經費のやり繰りをいたしまして、そうして災害の復旧に努力を傾けて行きたい。かように考へておるわけであり

○農務大臣(森本剛吉) ですから私は最初から言葉だけで駄目だといふので、その努力の跡を予算の上に示して貰いたくないといふことが、農林行政の上に

おける大臣が少しも何も本當は考へていないのじゃないかといふことが窺われる。それに対する努力をして貰いたい、こういうことを言つてゐるわけ

○羽生三七君 今板野君の触れられたことと同じことではあります。ちよつと御説明でわかりにくい点があるのでお尋ねしたいのですが、この適用の除外を二十三年度、二十四年度だけに限定されたという理由をもうちよつと明らかにして貰いたい。

○政府委員(山澤利作君) これは正直に申しますと、關係方面の中でデスカッションになつてゐる問題で、取敢ず二十三年、二十四年についての処置を取り、將來はまだ未定であるといふふうに考へておりました。

○羽生三七君 そういう特殊事情で將來は未定とされた場合ですが、將來も経緯しておやりになるといふ意思はありますか。

○政府委員(山澤利作君) どういう意味ですか。

○羽生三七君 消費者負担にさせないかという意味です。

○政府委員(山澤利作君) これは結局財政事情にも關連する問題です。で、私共の事務當局としての、日本政府側の考へ方としましては、災害にいわゆる超異常に對するやうな部分は、これは一般會計で負担する。それから異常の部分を半分政府でもつておりまして、これは消費者負担にしたらよいだらうといふのは、その部分については、言換へて見れば米の生産費の中に入つてもいい性質でもある。こういうやうな考へ方をもつてゐるわけであり

○政府委員(池田幸右衛門君) 只今御審議を願います獸医師法案の提案理由を説明いたします。戦後諸般の状況の向上に伴い、獸医師業務についても大きな変化に伴い、畜産の生産増殖の健全化は、國民經濟上その重要性を倍加し、更に最近公衆衛生の領域への関係も一層深くなり、獸医師の使命は一段と加重して参つたのであります。

然るに現行獸医師法は大正十五年に制定され、その免許資格については、大学若しくは専門学校の卒業者、又は免許試験の合格者等区々に互り、一般に水準が低く、新状況に即應しない点が多々認められるに至りましたので、獸医師の水準を一層高め、その資質の向上をはかり、獸医師の健全な発達を期し、畜産の発達と公衆衛生の向上に寄與させることが必要となつたのであります。一方学校教育制度の根本的

改革も漸く達成されるに至りましたのでこれに對應いたしまして、左記要旨により、現行獣医師法を全面的に改正することとしたのであります。

第一は免許に関する事項の改正であります。従来獣医師教育を行う大学、専門学校卒業生又は獣医師試験に合格した者に、農林大臣は獣医師の免許を與えておつた点を改め、新制大学を卒業し、且つ獣医師國家試験を受けて合格した者にのみ免許を與え、新制獣医師の称号を用いることを得ることとして、従前の獣医師との間に區別を設けることとしたのであります。又免許の欠格事由につきましても、従来精神病者、めくら、つんぼ又はおしの者等には免許を與えなかつたのを改め、これらにも獣医師免許審議会の議を経て與え得る途を講じ、免許の相対的欠格事由に廣い含みを持たしたのであります。

第二は、獣医師國家試験に関する事項であります。従来獣医師試験は農林大臣が行ひ、且つ学力檢定試験の性質をもつておつたのを改め、今回は獣医師教育を行う大学の卒業生並びに外國の獣医師又は外國の獣医学校卒業生であつて、審議会の承認した者に対し課する得業試験の性質をもち、これが実施機関として新たに獣医師免許審議会をして試験の執行に當らしめることとしたのであります。

第三は、獣医師免許審議会の設置に関する事項であります。その目的は獣医師國家試験の執行機関となる外、免許に関する重要事項の諮問機関となるのであります。獣医師である委員二十五人を各方面の職域から農林大臣が民主的に詮議委員とし、斯界の高識者達

の人を以て審議会を構成し、これらの事務の運営の責務を期することとしたのであります。

第四は、獣医師の診療業務に関する事項の改正であります。従来診療業務に関する制限が著しく新に幾を加え、又獣医師の就業の態様を明かにするため、獣医師は毎年定期的に届出をなすこととし、家畜衛生の万全を図ると共に、獣医師の適正を期することとしたのであります。

第五は、戦時特例として昭和十五年に設けられた獣医手制度及び昭和十七年未成年者に対する免許に関する臨時特例は、共に新状況に即應しないので、これを廢止することとしたのであります。以上が獣医師法案の要旨の大要であります。何卒慎重審議の上速かに御可決せられんことを希望する次第であります。

○委員長(橋見義男君) これは提案理由は今伺いましたが、一應法律の大体の内容に耳する等について、それから又現在の獣医師の状況等について當局の方から御説明を伺ひ、そして法律はよく皆さん方の手許で御検討願つて、この次の機会に質疑を始めるとういふふうにいたしましたと思ひますので、先ず今申上げましたような程度のことについて御説明を願ひます。速記を止めます。

午前十一時二十一分速記中止
午前十一時四十九分速記開始
○委員長(橋見義男君) 速記を始めます。それでは今日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十分散会
出席者は左の通り。

委員長	橋見 義男君
理事	羽生 三七君 石川 準吉君 藤野 繁雄君 門田 定藏君 北村 一男君 柴田 政次君 星 一君 赤澤 與仁君 加賀 操君 堀川 宗敬君 山崎 恒君 板野 勝次君 國井 淳一君 濱田 實藏君
農務大臣	森 幸太郎君
農林大臣	池田宇右衛門君
政府委員	農林事務官 山添 利作君 農林事務官 伊藤 嘉彦君 農林事務官(畜産局畜政課長)
農林事務官(畜産局畜政課長)	

第一章 總則	(この法律の目的) 第一條 この法律は、獣医師の技能の最高水準とその業務の適正とを確保し、もつて畜産業の発達を圖り、あわせて公衆衛生の向上に寄與することを目的とする。
(名称禁止)	第二條 獣医師でない者は、獣医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。
第二章 免許	(免許) 第三條 獣医師にならうとする者は、獣医師國家試験に合格し、且つ、千円をこえない範囲内において省令で定める手数料を納めて、農林大臣の免許を受けなければならない。 (免許を與えない場合) 第四條 左の各号の一に該当する者は、前條の免許を與えない。 一 未成年者 二 禁治産者又は準禁治産者 第五條 左の各号の一に該当する者は、第三條の免許を與えないことがあつて、 一 精神病者又は麻薬若しくは大麻の中毒者 二 不具の者であつて獣医師としての業務を行うのに支障があるもの 三 罰金以上の刑に処せられた者 四 前号に該当する者を除く外、獣医師道に対する重大な背反行為若しくは獣医師に関する不正の行為があつた者又は著しく徳性を欠くことが明らかな者 五 第八條第二項第四号に該当して免許を取り消された者 前項各号の一に該当する者から免

許の申請があつたときは、農林大臣は、獣医師免許審議会の意見をきいて免許を與えるかどうかを決定しなければならぬ。	(獣医師名簿) 第六條 農林省に獣医師名簿を備え、獣医師の免許に関する事項を登録する。
(登録及び免許証) 第七條 第三條の免許は、獣医師名簿に登録することによつて與えらる。	2 農林大臣は、第三條の免許を與えたときは、獣医師免許証を交付する。 (免許の取消及び業務の停止) 第八條 獣医師が第四條各号の一に該当するときは、又は獣医師から申請があつたときは、農林大臣は、その免許を取り消さなければならない。 2 獣医師が左の各号の一に該当するときは、農林大臣は、獣医師免許審議会の意見をきいて、その免許を取り消し、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。 一 第十九條第一項の規定に違反して診療を拒んだとき 二 第二十一條の届出をしなかつたとき 三 前二号の場合の外、第五條第一項第一号から第四号までの一に該当するとき 四 獣医師としての品位を損するやうな行為をしたとき 前項の規定により意見をきかれたときは、獣医師免許審議会は、当該獣医師に、前項の処分の原因となるべき事由を文書をもつて通知し、当該獣医師又はその代理人が弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を

與えなければならぬ。

(免許の申請手続等)

第九條 第六條に規定するものの外、免許の申請、獣医師名簿の登録、訂正及び抹消並びに免許証の交付、書換交付、再交付及び返納については、省令で定める。

第三章 試験

(試験の目的)

第十條 獣医師國家試験は、家畜の診療上必要な獣医学並びに獣医師として具有すべき公衆衛生に関する知識及び技能について行ふ。

(試験の実施)

第十一條 獣医師免許審議會は、農林大臣の監督のもとに、毎年少くとも一回、獣医師國家試験を行なわなければならない。

(受験資格)

第十二條 左の各号の一に該当する者でなければ、獣医師國家試験を受けることができない。

一 正規の大学において獣医学の四年以上にあたる課程を修めて、これを卒業した者

二 外國の獣医学学校を卒業し、又は外國で獣医師の免許を得た者であつて、獣医師免許審議會が前号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したもの

(合格者名簿の提出)

第十三條 獣医師免許審議會は、獣医師國家試験に合格した者の名簿を農林大臣に提出しなければならない。

(不正受験者の処置)

第十四條 獣医師國家試験に關して不正の行爲があつたときは、獣医師免許審議會は、当該不正行爲に關係がある者について、その受験を停止

し、又はその試験を無効とすることができ、この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

(受験手数料)

第十五條 獣医師國家試験を受けようとする者は、千円をこえない範囲内において省令で定める手数料を納めなければならない。

(試験科目等)

第十六條 獣医師免許審議會は、試験期日の四箇月前までに、試験の科目、試験を行う場所及び日時、受験手続その他試験に関する細目を定めて、農林大臣に報告しなければならない。

2 農林大臣は、試験期日の三箇月前までに、前項の試験に関する細目を公告しなければならない。

第四章 業務

(家畜診療業務の制限)

第十七條 獣医師でなければ、家畜(牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫及び鶏をいう)の診療を業務としてはならない。

(診断書の交付等)

第十八條 獣医師は、自ら診察しないで診断書を交付し、若しくは劇毒薬若しくは生物学的製剤の投與若しくは処方をし、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証明書

を交付し、又は自ら検査しないで検査書を交付してはならない。但し、診療中死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

(診療及び診断書の交付の義務)

第十九條 診療を業務とする獣医師

は、診療を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 診療し、出産に立ち会い、又は検査をした獣医師は、診断書、出生証明書、死産証明書又は検査書の交付を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(診療簿及び検査簿)

第二十條 獣医師は、診療をした場合には、診療に関する事項を診療簿に、検査をした場合には、検査に関する事項を検査簿に、遅滞なく記載しなければならない。

2 獣医師は、前項の診療簿及び検査簿を三年間保存しなければならない。

3 農林大臣又は都道府県知事は、必要と認めるときは、所属の官吏又は吏員に、獣医師について診療簿及び検査簿を検査させることができる。

4 前項の規定により検査する場合に、当該官吏又は吏員は、その身分を示す証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(届出義務)

第二十一條 獣医師は、毎年十二月三十一日現在におけるその氏名、住所その他省令で定める事項を、翌年一月三十一日までに、その住所を管轄する都道府県知事を經由して、農林大臣に届け出なければならない。

第二十二條 診療施設を開設した者は、その開設の日から十日以内に、当該施設の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。診療施設を休止し、若しくは

は廃止し、又は当該施設の所在地を変更したときもまた同様とする。

(廣告の制限)

第二十三條 獣医師は、その業務に關しては、学位、称号又は専門科名の外は、その技能、療法又は経歴に関する事項を廣告してはならない。

第五章 獣医師免許審議會

(設置)

第二十四條 獣医師國家試験に關する事務その他この法律によりその権限に属せられた事項を処理させるため、農林省に獣医師免許審議會(以下「審議會」という。)を置く。

(委員)

第二十五條 審議會は、獣医師であつて左の各号の一に該当するものにつき農林大臣が委嘱する二十五人の委員で組織する。

一 獣医師が組織する団体を代表する者

二 学識経験がある者

三 関係行政廳の職員

農林大臣は、前項の規定により審議會の委員を委嘱するときは、あらかじめ、省令で定める獣医師が組織する団体の意見をきかなければならない。

第二十六條 審議會の委員の任期、報酬及び旅費その他この法律に規定するものの外審議會に關して必要な事項は、省令で定める。

第六章 罰則

第二十七條 左の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七條の規定に違反して獣医師でなく家畜の診療を業務とし

た者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて、獣医師の免許を受けた者

第二十八條 第八條第二項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十九條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第二條の規定に違反して獣医師又はこれに紛らわしい名称を用いた者

二 第十八條の規定に違反して診断書、出生証明書、死産証明書若しくは検査書を交付し、又は劇毒薬若しくは生物学的製剤の投與若しくは処方をした者

三 第十九條第二項の規定に違反して診断書、出生証明書、死産証明書又は検査書の交付を拒んだ者

四 第二十條第一項の規定に違反して診療簿又は検査簿の記載を怠つた者

五 第二十條第二項の規定に違反して診療簿又は検査簿を三年間保存しなかつた者

六 第二十二條第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七 第二十二條又は附則第三項の規定に違反して診療施設の開設、休止若しくは廃止又はその所在地の変更を届け出なかつた者

八 第二十三條の規定に違反して廣告をした者

附則

1 この法律は、昭和二十四年十月一日から施行する。

2 昭和二十四年においては、第十

- 一條の規定にかかわらず、獣医師國家試験は、行わない。
- 3 この法律施行の際現に家畜の診療施設を開設している者は、この法律施行の日から三十日以内に、当該施設の所在地を管轄する都道府縣知事に、その旨を届け出なければならぬ。
- 4 獣医師法（大正十五年法律第五十三号。以下旧法という。）獣医師法等の臨時特例に関する法律（昭和十五年法律第九十二号）及び獣医師法第二條の臨時特例に関する法律（昭和十七年法律第十八号）は、廃止する。
- 5 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後でも、なお従前の例による。
- 6 昭和二十五年三月三十一日まで旧法第一條第二項各号の一に該当する資格を得た者は、昭和二十五年六月三十日まで、獣医師國家試験に合格しないでも、この法律の規定に従い、獣医師の免許を受けることができる。
- 7 前項に規定する者であつて自己の實に附せられない事由により昭和二十五年六月三十日までに同項の規定により獣医師の免許を受けることができなかった者は、その期間経過後でも昭和二十八年十二月三十一日までは、同項に準じ獣医師の免許を受けることができる。
- 8 第五條第二項の規定は、前項に規定する者の免許に適用する。
- 9 この法律施行の際旧法第一條の規定によつて獣医師の免許を受け
- ている者は、この法律の規定によつて免許を受けた獣医師とみなす。
- 10 旧法第十二條の規定によつてした獣医師の免許の取消又は業務の停止の処分は、第八條の規定によつてしたものとみなす。
- 11 この法律施行の際旧法附則第五項の規定により効力を有する獣医師の免許は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。
- 12 農林大臣は、申請により、仮免状の有効期間を更新することができ。
- 13 この法律の規定は、第十一項の仮免状を有する者に準用する。
- 14 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十八條の規定により旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧專門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による專門学校として存続した学校で審議会が認めたるものは、第十二條第一項第一号の大学とみなす。
- 15 第六項、第七項又は旧法第一條の規定により獣医師の免許を受けた者であつて、四年以上獣医師としての経験があるものは、第十二條の規定にかかわらず、獣医師國家試験を受けることができる。
- 16 第六項若しくは第七項の規定により免許を受けた獣医師又は第九項の規定により免許を受けたものとみなされる獣医師は、新制獣医師の称号を用いてはならない。
- 四月十八日日本委員会に左の事件を付託された。
- 一、農林省資材調整事務所存置に関する請願（第四百三十一号）
- 一、川南原開拓水利事業促進に関する請願（第四百三十五号）
- 一、宇津内原野開闢事業施行に関する請願（第四百五十一号）
- 一、災害復旧農家土木費國庫補助増額に関する請願（第四百五十九号）
- 一、國有牧野掘下げに関する請願（第四百七十七号）
- 一、新炭の買上げ再開に関する請願（第四百七十一号）
- 一、甲子山開闢のための國營林道開さくに関する請願（第四百七十二号）
- 一、漁業労働者の加配米制度設定に関する請願（第四百七十五号）
- 一、自作農創設特別措置法中一部改正に関する請願（第四百五十五号）
- 一、農業災害復旧費國庫補助等に関する請願（第五百三十一号）
- 一、官行造林の実施等に関する請願（第五百四十八号）
- 一、農林省資材調整事務所存置に関する請願（第五百六十三号）
- 一、林道開設予算増額に関する請願（第五百八十八号）
- 一、農地委員会機構縮小反対に関する陳情（第二百一十一号）
- 一、林道開設予算増額に関する陳情（第二百一十五号）
- 一、兵庫縣のかんき恒久対策事業費國庫補助に関する陳情（第二百一十七号）
- 一、長崎縣の災害復旧耕地事業費國庫補助に関する陳情（第二百一十九号）
- 一、農林省資材調整事務所存置に関する陳情（五五五）（第二百二十号）
- 一、蘭の検定格付等の改善に関する陳情（第二百二十七号）
- 一、國有林解放に関する陳情（第二百四十三号）

- 一、宇津々馬産炭地掘下げに関する陳情（第二百四十七号）
- 一、中國四縣林道開設事業費國庫補助増額に関する陳情（五五五）（第二百四十九号）
- 一、農林省資材調整事務所存置に関する陳情（五五五）（第二百五十四号）
- 一、養蚕業振興に関する陳情（第二百五十五号）
- 第四百三十一号 昭和二十四年四月二日受理
- 農林省資材調整事務所存置に関する請願
- 請願者 埼玉縣浦和市常盤町埼玉縣開拓生産農業協同組合連合会長 篠原篤平外十四名
- 紹介議員 平沼騏太郎君
- 農林省資材調整事務所は、創立以來その公平な調当、懇切な指導等によつて當地方関係業者から感謝されてきた。しかるに最近行政整理に關連して事務所の廢止あるいは縣への移管が問題となつてゐるが、業者の希望に反して整理または他機關に合併するときは、その影響が極めて大きく産業復興に多大の支障を生ずるから、從來通り農林省資材調整事務所を存置せられたいとの請願。
- 第四百三十五号 昭和二十四年四月二日受理
- 川南原開拓水利事業促進に関する請願
- 請願者 宮崎縣兒湯郡川南村長 岩切秋雄外二名
- 紹介議員 水久保盛作君
- 川南原開拓事業は、昭和十五年に國營事業として着手されて以來、村民の絶大な努力によつて計画面積の七十パーセントの完了をみるにいたつたが、同
- 原野は酸性火山灰質の土じょうで、しかも地下水が極めて低いため、畑作農業に困難をきたしている。しかして、開拓地を生かして有効に利用するためには水利の完へきにあるから、川南原開拓水利事業を促進せしめられたいとの請願。
- 第四百五十一号 昭和二十四年四月四日受理
- 宇津内原野開闢事業施行に関する請願
- 請願者 北海道斜里郡斜里町長 米沢鶴松外一名
- 紹介議員 板谷 順助君
- 北海道斜里郡にある宇津内原野は、過去において、數次にわたり開闢が企圖せられ、國費をもつて宇津内川切替工事あるいは、トール湖の水面低下、排水、掘さく工事等が施行されたが、未だ本格的な開闢に至らずおよそ一千町歩は依然濕地状態をなしている。しかして、この濕地帯の根本的開發はトール湖の干拓工事であり、湖水よりオクク海までは僅かに六百四十八メートル海面との落差四メートルで干拓工事は容易であるから、現下最も急を要する食糧増産のため、又は被災者、引揚者の受け入れのためにもすみやかに宇津内原野を開闢せられたいとの請願。
- 第四百五十九号 昭和二十四年四月四日受理
- 災害復旧農家土木費國庫補助増額に関する請願
- 請願者 福島縣議會議長 大竹 作摩
- 紹介議員 橋本真右衛門君
- 昨年九月のタイオン台風による福島縣の被害は、護岸堤防の決壊、耕地の流失埋没、えん堤の決壊等極めて甚大の

規定によつて獣医師の免許を受け
一、農林省資料調整事務所在置に關す
四十三号)

セントの完了をみるにいたつたが、同

失煙、えん堤の決壊等極めて甚大の

ため、官民必死の努力にもかかわらず、未だ完成、未着手のものが多く、このままでは、本年の食糧増産に重大な影響を與へることは明らかである。かかるに、政府は災害復旧予算を大幅に減額し、超償も極度に圧縮するとのことであるが、國家再建は生産復興と食糧の増産にある点にかんがみ、災害復旧促進のため農林土木費の國庫補助を大幅に増額せられたいとの請願。

第四百七十号 昭和二十四年四月五日受理

國有牧野の拂下げに關する請願
請願者 福島縣議會議長 大竹 作摩

紹介議員 橋本萬右衛門君
食糧の増産、國民榮養の確保上牛馬飼養の重要性は大きい。しかしこの牛馬飼育に欠くことの出来ない牧野の民有地は極めて少く、その大半は國有地を牧野組合で借り入れて現狀であるから、農地改革に當つては、これら國有の牧野をすみやかに牧野組合に拂下げられたいとの請願。

第四百七十一号 昭和二十四年四月五日受理

薪炭の買上げ再開に關する請願
請願者 福島縣議會議長 大竹 作摩

紹介議員 橋本萬右衛門君
今回の薪炭供給調節特別會計運用資金事情にもとづく薪炭買上の一時中止又は制限の臨時措置は、生産者並びに関係業者に損害を與へ、生産集荷の休勢は一時停滯する事情に直面し、生産者の生活をおびやかす現狀にあることは遺憾とするところである。特に福島縣においては、昨年十二月以降薪炭出荷

をして努力をかたむけてきており、生産回復の今後に影響するところじんだであるから、この際薪炭の買上げ再開をすみやかに決定せられたいとの請願。

第四百七十二号 昭和二十四年四月五日受理

甲子山開墾のための國營林道開さくに關する請願
請願者 福島縣議會議長 大竹 作摩

紹介議員 橋本萬右衛門君
福島縣の表立関に相當する白河地方における産業開發の要素として甲子山道問題がある。即ち甲子山温泉は天下の名湯であり、これに近代的設備をなすことは特色ある有名な温泉となることは疑なく、又原始林におおれた甲子山一帯の風光は絶景的價値も大きく、さきに白河より甲子山温泉まで約六里を縣道に編入したがその後放棄されて現狀である。一方南会津郡越田町からも縣道がのび現地において二里半の短距離を余してあり、ここにトンネルを開さくすれば白河と南会津が直結することになるから、現在の甲子山道延長して南会津線における森林資源及び地下資源開發のため、國營林道として実現せられたいとの請願。

第四百七十五号 昭和二十四年四月五日受理

漁業労働者の加配米制度設定に關する請願
請願者 廣島市宇品町三七四日 本水産養興會内 林興一郎

紹介議員 江崎哲翁君
沿岸漁業者は、現在鮮魚百貫の供出に對して米が約二升五合程リンクされ

ているが、これは一日の配給量に換算すると連日である。しかして、漁業労働者も炭坑労働者と同様に死をとして海洋と闘う重労働であるから、現在六十餘圓の加配米が考へられていた際、漁業者に對しても加配米制度を設定せられたいとの請願。

第五百十五号 昭和二十四年四月六日受理

自作農創設特別措置法中一部改正に關する請願
請願者 福島縣岩瀬郡牧本村大字牧ノ内字八十八 吉田末吉外 四十九名

紹介議員 橋本萬右衛門君
福島縣岩瀬郡内の四部落においては、今回個人所有山林の開放をみたため有畜農業を営むことができず、地主一同は悲嘆にくれている次第である。しかも第一期計画による開拓事業はほとんど進んでいないにもかかわらず第二期計画によつて個人所有山林を測量し開拓せんとする現狀であるが、当部落は寒冷地帯であるから開墾事業の成功は望まれない。この際、開放の土地の代換を與えられるよう処置を講ぜられたい。同時に、開墾不能の場合は地主に優先的に賣り渡すよう法規の一部を改正せられたいとの請願。

第五百三十二号 昭和二十四年四月七日受理

農業災害復旧費國庫補助等に關する請願
請願者 岩手縣盛岡市岩手縣廳内 岩手縣水害復興會内 佐藤 公一

紹介議員 川村松助君
昭和二十三年のアイオンといふ風によつ

て、岩手縣下の農耕地及び公共施設はじんだ被害を受けたので、復旧工事施行の必要があるが、地方財政窮乏の折損地元の負担では完全な施行ができなから、二十四年度予算に多額の國庫補助額を計上され、同時に地方國庫補助額を削減されたいとの請願。

第五百四十八号 昭和二十四年四月七日受理

官行造林の実施等に關する請願
請願者 岩手縣盛岡市岩手縣廳内 岩手縣水害復興會内 佐藤 公一

紹介議員 川村 松助君
岩手縣下の民有林面積は全林野の六十パーセントを占めているが、戦時中の濫伐によつてはなほ大きく荒廢し、殊に昭和二十二、二十三年の水害に當つては多量の土砂を流出する等その被害はじんだであつた。しかも燃料住宅、パルプ、杭木等の需要が增大している現下の情勢においては、民有林に対する災害防除並びに軽減は期待できないから、公有林野官行造林に準じた制度を民有林野に及ぼして災害除去に資し、森林資源の培養と民生安定を図られたい。なお各水系の水源地帯を占める奥地の國有林野に對し國費をもつて砂防工事を実施されたい。同時に保安林に準じて、水源地かん養のために開墾を許さない造林地帯を設定せられたいとの請願。

第五百六十三号 昭和二十四年四月八日受理

農林省資料調整事務所在置に關する請願
請願者 三重縣津市大門町大門 比内三重縣農林關係者材協議

会内 柴地惠吉外二十八名
紹介議員 矢野 西雄君
この請願の趣旨は、第四百三十一号と同じである。

第五百八十八号 昭和二十四年四月八日受理

林道開設予算増額に關する請願
請願者 鳥取縣内島取縣森林土木協會内 中田吉雄

紹介議員 田中 信儀君
鳥取縣は、林野に富み林産資源が豊富であるが、地勢が急しゆんで既設林道は延長三百キロにすぎないため、林産物の搬出に多大の不便を感じている。しかも、競争中木材の増産が、搬出便利な里山に集中されたため、同山は幼齡林と化し、奥地林は過熟の林分となつてゐるから、森林の全面的活用を図り、経営を合理化するために、本年度公共事業費特に林道開設事業予算を増額せられたいとの請願。

第二百一十一号 昭和二十四年四月二日受理

農地委員會機構縮小反對に關する陳情
陳情者 長崎縣議會議長 岡本 直行

わが國民主化の一要件である農地改革は目下進行中であつて、各市町村農地委員會では昨今賣買農地の登記事務の処理に繁忙を極めているが、最近伝えられるように委員會の機構が縮小されることがなると、事務が停滯して、重要な農地改革の前途に暗影を投ずる虞があるから、事業執行の最前線にある市町村農地委員會には、すくなくとも二名づつの書記定員を確保せられたいとの陳情。

第二百十五号 昭和二十四年四月二日受理

陳情者 滋賀縣大津市滋賀縣議會議員 小林 郁

林道開設予算増額に関する陳情
滋賀縣下の山林は戦時中の需伐のため日毎に荒廃しつつあり、半面燃料事情その他再建事業の緊急性によつて林産物の需要は増大している。しかるに、昭和二十四年度林道開設予算は昭和二十三年度に比してはなほ大きく減額される由であるが、これが事実とすれば林産物の生産確保はもと論、奥地開発に至るまで森林の合理的経営は不可能となり、林業の振興は到底望みえない結果となるから、本縣の林道開設予算の増額を願はれたいとの陳情。

第二百十七号 昭和二十四年四月二日受理

兵庫縣のかん害恒久対策事業費國庫補助に関する陳情

陳情者 神戸市下山手四兵衛縣土地改良員 渡邊 内 水島 榮一 外二名

兵庫縣はわが國有数の農業縣であるが、地勢上用水に恵まれないので昭和二十三年においては、大かんのため二十七万石の減収をみた。しかして、政府においても農民の苦境を察知せられて十九万四千石の補正を承認せられ、農民は幸うじて供出を完遂したのである。上記のような本縣の事情を察せられて、本年度においてかん害恒久対策事業に対し、相当額の國庫補助金を交付せられたいとの陳情。

第二百十九号 昭和二十四年四月二日受理

長崎縣の災害復旧耕地事業費國庫補助

第二百二十号 昭和二十四年四月二日受理

農林省資料調整事務所存置に関する陳情(五通)

農林省資料調整事務所は、創立以來その公平な調査、懇切な指導等によつて、当地方関係業者から感謝されてきた。しかるに最近行政整理に關連して事務所の廃止あるいは移轉が問題となつてゐるが、業者の希望に反して整理または他機関に合併するときは、その影響が極めて大きく産業復興に多大の支障を生ずるから、從來通り農林省資料調整事務所を存置せられたいとの陳情。

第二百二十七号 昭和二十四年四月四日受理

農林省資料調整事務所に関する陳情

陳情者 熊本縣宇土郡花園村宇上松山 藤本 敬儀 外九名

農林省資料調整事務所は、創立以來その公平な調査、懇切な指導等によつて、当地方関係業者から感謝されてきた。しかるに最近行政整理に關連して事務所の廃止あるいは移轉が問題となつてゐるが、業者の希望に反して整理または他機関に合併するときは、その影響が極めて大きく産業復興に多大の支障を生ずるから、從來通り農林省資料調整事務所を存置せられたいとの陳情。

第二百二十九号 昭和二十四年四月八日受理

長崎縣の災害復旧耕地事業費國庫補助

第二百四十三号 昭和二十四年四月七日受理

國有林解放に関する陳情

農地改革は大半終了したといへ、農地の買収、賣渡しのみであつて、今後の農村復興に對するべき農村經濟の再建事業は相當困難が予想されてゐる。かかるとき、國有林開墾適地の解放は食糧、養蠶、林産物の經濟力安定に欠くことのできない要件であり、且つ地元農民の要望するところである。しかるに、國有林所管廳はこれが解放を阻止してゐる傾向にあることは遺憾にたえないから、積極的解放を促進せられたいとの陳情。

第二百四十七号 昭和二十四年四月七日受理

宇津々馬産限定地拂下げに関する陳情

陳情者 北海道紋別郡清村民 主自由党支部内 中田 岩藏

北海道紋別郡清村は畜産業の盛な土地として牛馬の生産に多大の功績をなし、殊に優秀馬生産地として好成績をあげてゐる。しかして、終戦後の人口

第二百四十九号 昭和二十四年四月七日受理

中國四縣林道開設事業費國庫補助増額に関する陳情(五通)

增加、農地改革等によつて、從來の農形態は北方有畜農業に転換されることになつてゐるから、昭和十六年同村國有林中宇津々馬産限定地として指定されたまま放任されてゐる同地区域を、畜産業振興のために拂下げられたいとの陳情。

陳情者 島根縣松江島根縣議會議長 恒松 安夫 外六名

山林經營の確立は、沿山沿水上及び産業經濟復興上最も重要な國家的施策である。しかして、林産物として知られてゐる島根、鳥取、岡山、山口の四縣における造林事業の積極的実施と山林保護管理の徹底を期するため、森林資源の育成強化を図るとともに、林産物の節約的利用の方途を講ずることが緊要であるから、林道網を拡充強化するために林道開設の國庫補助を増額せられたいとの陳情。

第二百五十四号 昭和二十四年四月八日受理

農林省資料調整事務所存置に関する陳情(五通)

農林省資料調整事務所は、創立以來その公平な調査、懇切な指導等によつて、当地方関係業者から感謝されてきた。しかるに最近行政整理に關連して事務所の廃止あるいは移轉が問題となつてゐるが、業者の希望に反して整理または他機関に合併するときは、その影響が極めて大きく産業復興に多大の支障を生ずるから、從來通り農林省資料調整事務所を存置せられたいとの陳情。

陳情者 熊本縣宇土郡大野村農業者協同組合長 漆山 武九 外六十四名

この陳情の趣旨は、第二百二十号と同じである。

第二百五十五号 昭和二十四年四月八日受理

養蚕振興に関する陳情

養蚕振興農協同組合連合會會長 理事 松本 秀文 外六名

經濟情勢の激変に伴い、養蚕産業は益々高騰して、養蚕格をはるかに超過し、所得税、取引高税、事業税等不適正な課税を負われ、その他の惡條件が養蚕業者の經營を脅かして、増産を阻害し、また、近く設定される爲替レートの比率如何によつて養蚕業は毀滅的打撃をかうむることは明らかであるから、(一)養蚕格單一爲替レート設定時はこれを價目價格に引き上げ得るレートとし、若し不可能な場合は不足額に對し補給金の支出、(二)補給金に對する事業税は主食品とし、絹織物消費税を絹織と同率とする、(三)上繭集荷手数料の適正引上げ、(四)肥料及び諸生産資材の増配、(五)技術員の身分安定等の措置を講ぜられ、養蚕業の振興を願はれたいとの陳情。